

市川市公文書公開条例第8条第1項に規定する非公開情報に当たる情報が記載されている場合は、アルファベット（A、B、C・・・）や「〇〇等」に置き換えて表示しています。

令和元年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

- 1 所得税還付金等差押処分にかかる審査請求については却下するのが相当である。
- 2 固定資産税納税通知書等送付処分取消等請求のうち、平成31年督促処分及び平成31年賦課処分の取消し又は変更を求める部分を棄却し、その余は却下するのが相当である。

第2 事実経過

- 1 千葉県市川市〇〇丁目〇〇番〇〇及び〇〇の各土地（以下「本件各土地」という。）の登記名義人であるAは、平成24年12月27日に死亡し、審査請求人は、B及びC（以下「他の共有者」という。）とともに本件土地を共同相続した。

審査請求人は、平成25年2月26日付で、同人を相続人代表者として相続人代表者指定届（地方税法9条の2第1項）を処分庁に提出した。

- 2 処分庁は、本件各土地に係る平成30年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「平成30年度固定資産税等」という。）を賦課徴収するため、審査請求人に対し、平成30年7月13日に賦課決定をし、同日、同人に対し平成30年度固定資産税等に係る納税通知書（通知書番号〇〇〇〇）、課税明細書及び納付書（以下「納税通知書等」という。）を郵送し（以下「平成30年度賦課処分」という。）、他の共有者に対しては課税明細書を郵送した。
- 3 処分庁は、平成30年度固定資産税等に係る第2期の納期限である同年7月31日までに、当該納期限に係る平成30年度固定資産税等の納付がなかったことから、同年8月29日、審査請求人に対し、督促状を郵送して、平成30年度固定資産税等の第2期分につき督促処分を行った。

- 4 処分庁は、平成30年度固定資産税等に係る第4期の納期限である平成31年2月28日までに、当該納期限に係る平成30年度固定資産税等の納付がなかったことから、同年3月29日、審査請求人に対し、督促状を郵送して、平成31年度固定資産税等の第4期分につき督促処分を行った（以下、上記3の督促処分と併せ「平成30年度督促処分」という。）。
- 5 処分庁は、本件各土地に係る平成31年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「平成31年度固定資産税等」という。）を賦課徴収するため、審査請求人に対し、平成31年4月1日に賦課決定をし、同日、同人に対し平成31年度固定資産税等に係る納税通知書等（通知書番号〇〇〇〇）を郵送し（以下「平成31年度賦課処分」という。）、他の共有者に対しては課税明細書を郵送した。
- 6 処分庁は、平成30年度分固定資産税等の滞納について、平成31年3月27日付けで、審査請求人が市川税務署長に対して有する平成30年度所得税の確定申告に基づく還付金〇〇〇〇円及びこれに附帯する還付加算金の支払い請求権を差押えた（以下「本件差押」という。）。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 所得税還付金等差押処分にかかる請求

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は自己の持分に応じた金額は納付しており、滞納は他の共有者の持分相当額であるにもかかわらず、審査請求人の資産を差し押さえることは違法又は不当である。

他の共有者から納税の協力を得られず、滞納が発生している状況であり、このように共有者間で代表者を立てて一括納税するのが困難な場合は、各共有者に対し、その持分に応じた納税通知書及び納付書を送付するのが公平であり中立的である。それにより、代表者以外の共有者に対する請求及

び差押えを優先的に行うべきである。

また、処分庁があくまで代表者個人の資産に対してのみ差押えを行うというならば、代表者を他の共有者へ指定変更すべきであり、これをせずに審査請求人に対してのみ差押えを行うことは市川市市民憲章及び市川市職員服務規程に反し、違法又は不当である。

よって、今後滞納が発生した場合、処分庁は、①他共有者に対して優先的に請求ないし差押えを行うか、②他の共有者がその負担分を代表者に対し支払わない場合には、優先的に当該共有者に請求ないし差押えを行うべきである。

(2) 処分庁の主張

行政不服審査法に基づく審査請求においては、処分（事実上の行為を除く。）についての審査請求に理由がある場合（同法45条第3項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更するとされており（同法46条1項本文）、同法は、審査庁に対して、処分庁に要望への対応という作為義務を課すことを求める審査請求がされることを予定していない。

したがって、本件審査請求は、行政不服審査法が予定していないものであって、不適法といわざるを得ないものであり、同法45条1項の規定により却下されるべきである。

2 固定資産税納税通知書等送付処分取消請求

(1) 審査請求人の主張

本件では他の共有者から納税の協力を得られないために滞納が発生している状況であり、不動産の共有者間で代表者を立てて納税するのが困難な場合は、処分庁は各共有者に対して納税通知書及び各持分に応じた納付書を送付するのが公平であり中立的である。それにもかかわらず、処分庁が一括納付以外の納付方法を認めず、市内に住んでいる審査請求人一人に他

の共有者の分まで納税の負担をさせることは、市川市市民憲章及び市川市職員服務規程に反し、違法又は不当である。処分庁はこのような問題が生じないように代表者を指定する義務及び責任があり、固定資産税納税通知書等の代表者を審査請求人とすることを取消し、他の共有者を代表者に変更して同書等を送付すべきである（なお、審査請求書には「平成31年度」とあるが、通知書番号〇〇〇〇は平成30年度通知書の番号であり、審査請求人の誤記であることが明かなことから、審査請求人が取消を求める固定資産税納税通知書等は平成30年度及び同31年度である）。

上記が認められないときは、延滞金加算等の懲罰行為は停止されるべきである。

(2) 処分庁の主張

ア 本件審査請求のうち、平成30年度賦課処分及び平成30年度督促処分の取消し又は変更を求める部分は却下されるべきである。

(ア) 法令の規定

地方税法（昭和25年法律226号。以下「法」という。）20条4項は、「通常の手配による郵便又は信書便により地方団体の徴収金（法1条1項14号に規定する地方団体の徴収金をいう。以下同じ。）の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を発送した場合には、法に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律99号）2条3項に規定する信書便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する」旨を規定している。

また、行政不服審査法18条1項本文は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない」と規定し、「処分があったことを知った日」とは、処分のあったことを現実に知った日のことで、社会通念上処分があったこ

とを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、特別の事情がない限り、処分があったことを知ったものと解すべきであるとされている。

(イ) 審査請求人が平成30年度賦課処分及び平成30年度督促処分を知った日について

処分庁は、平成30年度賦課処分に係る納税通知書等については平成30年7月13日に、平成30年度督促処分に係る督促状については同年8月29日に、それぞれ郵送しているところ、上記(ア)の法令の規定により、これらの日の翌日には審査請求人に当該納税通知書等又は督促状が送達されたものとみなされ、審査請求人は、平成30年度賦課処分にあつては同年7月14日に、平成30年度督促処分にあつては同年8月30日にこれらの処分を知っていたこととなる。

(ウ) したがって、本件審査請求がされた平成31年4月22日は、平成30年賦課処分及び平成30年督促処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過しているから、本件審査請求のうち、平成30年賦課処分及び平成30年督促処分の取消し又は変更を求める部分は、審査請求期間を経過して提起された不適法なものである。

イ 本件審査請求のうち、平成31年督促処分及び平成31年賦課処分の取消し又は変更を求める部分は棄却されるべきである。

(ア) 法令等の規定

a 固定資産税は、固定資産の所有者に課するとされ（法343条1項及び市川市税条例（昭和29年条例12号。以下「市税条例」という。）54条1項）、所有者とは、登記簿に所有者として登記されている者であり、所有者として登記されている個人が賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該土地を現に所有している者をいうものとされている（法343条2項及び市税条例54条2項）。

b 都市計画税は、都市計画法（昭和43年法律100号）7条1項の規

定により定められた市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課するとされている（法702条1項及び市川市都市計画税条例（昭和31年条例17号。以下「都市計画税条例」という。）2条1項）。当該価格とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格をいい、当該所有者とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいうとされている（法702条2項及び都市計画税条例2条2項）。

都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとされており（法第702条の8第1項前段及び都市計画税条例6条本文）、都市計画税の納税義務者は、都市計画税に係る地方団体の徴収金を、固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付の例により納付するものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付しなければならないとされている（法第702条の8第3項）。

- c 相続があった場合には、その相続人は、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しなければならないとされている（法9条1項本文）。
- d 納税者につき相続があった場合において、その相続人が2人以上あるときは、相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができ、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならないとされている（法9条の2第1項）。
- e 共有物に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負うとされており（法10条の2第1項）、地方団体の徴収金の連帯

納付義務については、民法432条から434条まで、437条及び439条から444条までの規定を準用するとされ（法10条）、同条において準用する民法432条の規定により、数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる」とされている。

f 処分庁は、共有物に係る固定資産税等については、共有者である納税義務者のうちから代表者を定め、その代表者に納税通知書等を送付することとしており、当該代表者は、次に掲げる順番（以下「代表者決定基準」という。）で決定している。なお、代表者決定基準は、処分庁ウェブページに掲載し、一般に公開している。

(a) 所有権移転前の代表者が引き続き所有する場合はその者

(b) 納税管理人や相続人代表者指定届を提出されている者が共有者
にいる場合はその者

(c) 市川市内に住民基本台帳法（昭和42年法律81号）に基づく
記録をされた者

(d) 共有物の持分が一番多い者

(e) 共有物に係る登記簿に記載されている名前の順番が早い者

g 固定資産税等の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とするとされている（法359条、法702条の6、市税条例66条及び都市計画税条例4条）。

h 地方団体の長は、納税者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、納税者に対し、文書により納付の告知をしなければならず、この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付すべき金額、納付の期限及び納付の場所その他必要な事項を記載するものとする」とされている（法13条1

項)。

i 固定資産税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならないとされている(法364条1項及び市税条例68条1項)。また、市町村は、土地に対して課する固定資産税を徴収しようとする場合には、総務省令で定めるところにより、課税明細書を当該納税者に交付しなければならないものとされており(法364条3項1号)、納税通知書又は課税明細書は、遅くとも、納期限前10日までに納税者に交付しなければならないものとされている(同条9項)。そして、市町村は、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合には、当該納税者に係る都市計画税を併せて賦課し、及び徴収することができるものとされており(同条10項及び市税条例68条4項)、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとされ(法702条の8第1項前段及び都市計画税条例6条本文)、都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合においては、当該都市計画税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、督促状その他の文書は、固定資産税の賦課徴収に用いるそれらの文書とあわせて作成するものとされている(法702条の8第5項)。

j 納税者が納期限までに固定資産税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないとされている(法371条1項本文及び法702条の8第1項)。なお、この20日以内という期間は訓示規定と解されており、20日を経過して発せられた督促状もその効力に影響はないものである。

(イ) 平成31年督促処分及び平成31年賦課処分について

a 固定資産の所有者として登記されている個人が賦課期日前に死亡し

ているときには、同日において土地又は家屋を現に所有している者を固定資産税等の納税義務者とするのであるから（法343条2項及び702条の8第1項）、単独相続でない限り、遺産分割等により所有者が確定するまでの間、当該固定資産を相続により共有する各共同相続人は、法10条の2第1項の規定により、他の共同相続人と連帯して当該固定資産に対する固定資産税等を納付する義務を負うこととなる。

このような場合、地方団体の長は、共同相続人のうち1人に対して、又は同時若しくは順次に全ての共同相続人に対して固定資産税等の納税の告知、督促及び滞納処分（以下「納税の告知等」という。）をすることができることと解され、共有者である共同相続人のいずれの者に対して、また、いかなる順序で納税の告知等を行うかについては、地方団体の長に委ねられているというべきであるとされている（福岡地方裁判所平成25年2月26日判決）。

- b 上記第1の1において述べたとおり、本件土地の登記名義人であるAは、平成30年賦課処分の賦課期日である平成30年1月1日前の平成24年12月27日に死亡していることから、法343条2項後段、法70fd2条1項及び2項、市税条例54条1項及び2項並びに都市計画税条例2条1項及び2項の規定により、Aの共同相続人であった審査請求人及び他の共有者は、平成30年度固定資産税等及び平成31年度固定資産税等の納税義務者であったものである。
- c 処分庁は、代表者決定基準に基づき、共有物に係る固定資産税等の納税義務者のうちから代表者を決定しているところ、審査請求人は、平成25年2月26日付けで法9条の2第1項の規定による相続人代表者指定届を提出して相続人代表者とされ、代表者決定基準bに該当し、他の共有者は、同基準のいずれにも該当しないことから、審査請

求人者を本件土地に係る固定資産税等の納税義務者の代表者としたものである。

なお、審査請求人は、現在、審査請求人が本件土地に係る固定資産税等の納税義務者の代表者とされていることについて、滞納を生じさせている現状を考慮すると、当該代表者として不適格であると主張しているようである。

しかしながら、前述のとおり、共有者である共同相続人のいずれの者に対して、また、いかなる順序で納税の告知等を行うかについては、処分庁に委ねられており、また、審査請求人は、本件土地に係る固定資産税等について連帯納税義務を負っていること、そして、納税者の経済状態により固定資産税等を課さないとする法の規定も存在しないことからすれば、本件土地の共有者である共同相続人の中から審査請求人を本件土地に係る固定資産税等の納税義務者の代表者としたことに何ら違法又は不当な点はない。

- d 処分庁は、法10条において準用する民法432条、法10の2第1項、法13条1項、法364条1項、3項、9項及び10項、法702条の8第1項前段及び5項、市税条例68条1項及び4項並びに都市計画税条例6条前段の規定により、平成30年賦課処分を行ったところ、平成30年賦課処分に係る第4期の納期限である平成31年2月28日までに当該納期限に係る平成30年度固定資産税等の納付がなかったことから、法371条1項本文及び法702条の8第1項の規定により、平成31年督促処分を行ったものである。
- e なお、審査請求人は、いわゆる分割課税方式をとるべきと主張するが、共有地については、共有者全員が連帯して納税義務を負うものであり、一括課税は適法であるが、分割課税は違法であり、各共有者の持分に応じて課税するいわゆる分割課税方式は共有物全体について共

有者全員に連帯納税義務を課している法の趣旨に反するものであり、法の予想するところではないとされている（神戸地裁昭和56年5月29日判決）。

(ウ) 以上のとおり、平成31年督促処分及び平成31年賦課処分は、法令に基づき適正に行われているものであることから、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 本件審査請求のうち、延滞税の加算等の懲罰行為の停止を求める部分は却下されるべきである

行政不服審査法に基づく審査請求においては、処分（事実上の行為を除く。）についての審査請求が理由がある場合（同法45条3項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更するとされており（同法46条1項本文）、同法は、審査庁に対して、処分庁に要望への対応という作為義務を課すことを求める審査請求がされることを予定していない。

したがって、本件審査請求のうち、延滞税の加算等の懲罰行為の停止を求める部分は、不適法なものである。

第4 審理員意見の要旨

1 所得税還付金等差押処分にかかる審査請求

行政不服審査法では、同法第2条及び第3条に基づき、行政庁の処分または不作為に対して審査請求をすることができることされており、具体的な行為の義務付けを要求することは規定されていない。

したがって、市外在住の共有者、代表者に対して負担分を納付しない共有者に対して滞納分の請求及び差押えを優先的に行う裁決を求めるといった特定の行為の要求は、行政不服審査法上予定されているとは言えず、審理の対象にはならない。

よって、本件審査請求は不適法なものであり、行政不服審査法45条2項の規定により、却下されるべきである。

2 固定資産税納税通知書等送付処分取消及び変更請求

(1) 結論

本件審査請求のうち、不適法である部分については、行政不服審査法45条2項の規定により却下されるべきであり、請求に理由がない部分については、同条項の規定により、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件審査請求のうち、平成30年賦課処分及び平成30年督促処分の取消し又は変更を求める部分を却下するとの裁決を求める理由について

処分庁は、平成30年賦課処分に係る納税通知書等については平成30年7月13日に、平成30年督促処分に係る督促状については同年8月29日に、それぞれ郵送しているところ、地方税法20条4項の規定により、これらの日の翌日には審査請求人に当該納税通知書等又は督促状が送達されたものとみなされるものであり、審査請求人は、平成30年賦課処分にあつては平成30年7月14日に、平成30年督促処分にあつては同年8月30日にこれらの処分を知っていたこととなる。

したがって、本件審査請求がされた平成31年4月22日は、審査請求人が平成30年賦課処分及び平成30年督促処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月を経過しているから、行政不服審査法18条1項本文により、本件審査請求のうち、平成30年賦課処分及び平成30年督促処分の取消し又は変更を求める部分は、審査請求期間を経過して提起された不適法なものである。

イ 本件審査請求のうち、平成31年賦課処分及び平成31年督促処分の取消し又は変更を求める部分を却下するとの裁決を求める理由について

固定資産の登記名義人が死亡した場合、法343条2項及び702条の8

第1項に基づき、現に土地を所有している者を納税義務者とするため、本件の場合、登記名義人〇〇〇〇の相続人である審査請求人らが共同して納税する義務を負うこととなる。

処分庁は、共有物に係る固定資産税等については、共有者である納税義務者のうちから代表者を定め、その代表者に納税通知書等を送付することとしており、当該代表者は、次に掲げる順番で決定している。

- (ア) 所有権移転前の代表者が引き続き所有する場合はその者
- (イ) 納税管理人や相続人代表者指定届を提出されている者が共有者にいる場合はその者
- (ウ) 市川市内に住民基本台帳法（昭和42年法律81号）に基づく記録をされた者
- (エ) 共有物の持分が一番多い者
- (オ) 共有物に係る登記簿に記載されている名前の順番が早い者

そして、共有者である共同相続人のいずれの者に対して、また、いかなる順序で納税の告知等を行うかについては、処分庁に委ねられており、納税者の経済状態により固定資産税等を課さないとする法の規定も存在しない。

以上のとおり、審査請求人に対して、納税する旨記載した納付書を処分庁が送付したことに何ら違法又は不当な点はないため、現納税通知書送付行為を取り消し、他の共有者に送付先を変更するよう求める審査請求人の主張は採用できない。

ウ 本件審査請求のうち、延滞税の加算等の懲罰行為の停止を求める部分を却下するとの裁決を求める理由について

行政不服審査法に基づく審査請求においては、処分（事実上の行為を除く。）についての審査請求に理由がある場合（同法45条3項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しく

は一部を取り消し、又はこれを変更するとされており（同法46条1項本文）、同法は、審査庁に対して、処分庁に要望への対応という作為義務を課すことを求める審査請求がされることを予定していない。

したがって、本件審査請求のうち、延滞税の加算等の懲罰行為の停止を求める部分は、不適法なものである。

第5 調査審議の経過

令和2年1月	16日	審査庁から諮問受理
令和2年1月	30日	第1回審議
令和2年2月	27日	第2回審議

第6 審査会の判断の理由

1 所得税還付金等差押処分についての審査請求

行政不服審査法に基づく審査請求においては、処分（事実上の行為を除く。）についての審査請求に理由がある場合（同法45条3項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し又はこれを変更するとされており（同法46条1項本文）、同法は、審査庁が処分庁に対して、当該処分とは異なる個別の作為義務を課すことを求める審査請求がされることを予定していない。

したがって、審査請求人が、処分庁に対して、本件差押処分以後は他の共有者に対して優先的に請求ないし差押え等を行うという作為を求める部分は、不適法なものである。

2 固定資産税納税通知書等送付処分取消請求

(1) 平成30年賦課処分及び平成30年督促処分の取消し又は変更を求める点について

審査請求人は審査請求書において平成30年賦課処分及び平成30年督促処

分があったことを知ったのは「平成31年4月5日」であると主張する。

同処分にかかる請求については、行政不服審査法18条1項本文に規定される期間内、すなわち「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月」以内にされたものであるかが問題となるため、審査請求人が平成30年賦課処分及び平成30年督促処分を知った日を検討する。

この点、処分庁は、平成30年賦課処分に係る納税通知書等を平成30年7月13日に、平成30年督促処分に係る督促状を同年8月29日に、それぞれ審査請求人に対して郵送している。これら郵便物の送達時につき、地方税法（昭和25年法律226号。以下「法」という。）20条4項により、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定される。

よって、各郵便物は発送の日の翌日には審査請求人に送達されたものとみなされ、審査請求人は、平成30年賦課処分にあつては平成30年7月14日に、平成30年督促処分にあつては同年8月30日にこれらの処分を知っていたというべきである。

したがって、本件審査請求がされた平成31年4月22日は、平成30年賦課処分及び平成30年督促処分があったことを知った日の翌日から起算していずれも3月を経過しているから、本件審査請求のうち、同各処分の取消し又は変更を求める部分は、審査請求期間を経過して提起された不適法なものである。

(2) 平成31年督促処分及び平成31年賦課処分の取消し又は変更を求めることについて

ア 固定資産の登記名義人が死亡した場合、法343条2項及び702条の8第1項により、現に当該固定資産を所有している者を納税義務者とするのであり、遺産分割等により所有者が確定するまでの間、当該固定資産を相続により共有する各共同相続人は、法10条の2第1項により、他の共同相続人と連帯して当該固定資産に対する固定資産税等を納税する義務を負う。

そして、共同相続人のいずれの者に対して、また、いかなる順序で納税の告知等を行うかについては、地方団体の長の裁量に委ねられている。

イ 処分庁は、共有物に係る固定資産税等については、共有者である納税義務者のうちから代表者を定め、その代表者に納税通知書等を送付することとしており、当該代表者は、上記代表者決定基準で決定している。

本件では、審査請求人が平成25年2月26日付で、同人を相続人代表者として相続人代表者指定届（法9条の2第1項）を処分庁に提出しており、処分庁は代表者決定基準（b）により審査請求人を代表者としたものである。

このように、処分庁は、固定資産税等の連帯納付義務を負う共有者については、代表者決定基準をもって納税通知書等を送付する代表者を決定しているのであり、本件においても何ら恣意的な運用はない。

また、納税者の経済状態により賦課決定を行わないとする法の規定はないのであり、代表者の変更をしないことが裁量権の濫用ともいえない。

なお、審査請求人は、処分庁が各共有者に対し、本件土地の持分に応じた納税通知及び督促をするべきと主張するが、かかる分割課税は、共有物全体につき共有者全員に連帯納税義務を課す法10条の2第1項の趣旨に反するものである。また、審査請求人が参考とする他の自治体の運用については、各自治体が基準を定め対応しているものであり、そのように分割課税を行う自治体があることを理由に処分庁が本件に対して個別対応をすべきとはいえない。

ウ よって、審査請求人を代表者として同人に対し、納税通知書及び納税納付書を処分庁が送付したこと及び代表者の変更をしないことに、何ら違法又は不当な点はない。

(3) 延滞税の加算等の懲罰行為の停止を求めることについて

上記1のとおり、行政不服審査法に基づく審査請求においては、処分庁に作為義務を課すことを求める審査請求は予定していない。

したがって、審査請求人が処分庁に対して延滞税の加算等の懲罰行為の停止という作為を求める部分は、不適法なものである。

市川市行政不服審査会

委員 小島 千鶴

委員 大石 聡子

委員 中易 憲隆